

夜間金庫規定

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における利用者本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月31日までとし、契約期間満了日までに利用者又は当金庫から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、更新後も同様とします。

3. (夜間金庫使用手数料)

- (1) 夜間金庫の使用にあたっては、店頭表示の使用手数料（以下「手数料」といいます。）を次によりお支払いください。
 - ① 毎年4月の当金庫所定の日に4月1日から翌年3月31日までの分をお支払いください。なお、当初契約期間の手数料は、契約日の属する月から翌年3月までの分を月割計算により契約時にお支払いください。
 - ② 契約の更新に伴う手数料は、口座振替の方法により契約者が指定した預金口座から自動引落しによりお支払いください。
 - ③ 手数料を年払いによらず半年分を前払いする場合は、4月及び10月の当金庫所定の日に前2号と同様の方法によりお支払いください。
- (2) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。この場合、変更後の手数料は、変更日以降最初に更新される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了月までの前払い分の手数料を月割計算でお返しします。

4. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることができる証券類（以下「証券類」といいます。）を当金庫所定の夜間金庫入金帳及び通帳等とともに当金庫所定の入金鞆（以下「入金鞆」といいます。）に入れ、その入金鞆を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、夜間金庫入金票には、氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金鞆を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票（レシート）を受け取ってください。

5. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された入金鞆内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、夜間金庫入金票に記載された金額が当店で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当店で確認した金額によるものとします。

この処理をしたうちは、当金庫はその責任を負いません。

6. (入金鞆等の返却)

入金鞆及び通帳等は当金庫の受入手続終了後に返却しますので、窓口営業時間中にご来店のうえお受け取りください。

7. (鍵の保管等)

- (1) 夜間金庫投入口鍵は、利用者が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金鞆の鍵正副2個のうち、正鍵は利用者が、副鍵は当店が保管し、入金鞆の開閉に使用します。

8. (鍵、入金鞆の喪失・毀損)

夜間金庫投入口鍵、入金鞆及び入金鞆正鍵を失ったとき又は毀損したときは、直ちに当金庫所定の書面により当店に届け出てください。なお、この場合、修理費、再製費又は錠前等の取替えに要する費用をお支払ってください。

9. (届出事項の愛更等)

- (1) 印章を失ったとき又は印章、氏名(名称)、代表者、代理人若しくは住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面により当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 届出のあった氏名(名称)、住所に宛てて当金庫が通知又は送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着し、又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、夜間金庫投入口扉の不完全な閉扉、入金鞆の不完全な施錠その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第12条第3項の各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. (解約等)

- (1) この契約は、利用者の申出によりいつでも解約することができます。この場合、夜間金庫投入口鍵、入金鞆及び入金鞆正鍵を直ちに当店へ返却してください。なお、入金鞆正鍵等を失っ

た場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取り扱います。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、夜間金庫投入口鍵、入金鞆及び入金鞆正鍵等を直ちに当店へ返却してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 利用者が手数料を支払わないとき。
 - ② 利用者の責めに帰すべき事由により、当金庫若しくは第三者に損害を与え、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
 - ③ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき。
 - ④ 利用者がこの規定に違反したとき。
- (3) 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、又は利用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ夜間金庫投入口鍵、入金鞆及び入金鞆正鍵等を直ちに当店へ返却してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約によって当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。
- ① 利用者が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、又は次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ③ 利用者が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

13. (譲渡、転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は、譲渡、転貸又は質入れすることはできません。なお夜間金庫投入口鍵、入金鞆及び入金鞆正鍵についても同様とします。

14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）等の該当する預金規定により取り扱います。

15. (準拠法令、合意管轄)

- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。
- (2) この夜間金庫取引について訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)